

令和 7 年度

日常生活自立支援事業

# 生活支援員 養成講座



## 日常生活自立支援事業・生活支援員とは

認知症、障がい等により判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活を送ることができるように、福祉サービスの利用契約・金銭管理の支援を行う事業です。  
月1～2回程度、利用者宅を訪問し、生活費をお届けしながら生活の変化を見守ります。

### 日 時

- ① 令和 8 年 2 月 20 日 金 10:00～12:00
- ② 令和 8 年 2 月 27 日 金 10:00～12:00

※修了には両日の出席が必要です。詳細は裏面をご確認ください。

### 会 場

ウィズゆくはし 研修室2・3・4  
行橋市中津熊501番地

### 参加申し込み・問い合わせ先

お電話でお申し込みください！(受付期間 令和8年1月5日～2月13日)

📞 0930-23-1111

行橋市社会福祉協議会 地域相談班まで

# 講座内容

## 1日目

講師：福岡県社会福祉協議会 職員

市民生活支援員 岡本公美恵氏

10:00～ 日常生活自立支援事業について

11:00～ 市民生活支援員の活動について

## 2日目

講師：行橋市社会福祉協議会 職員

10:00～ 倫理観、傾聴について

11:00～ 高齢者・障がい者の理解について

## 参加要件

- ①令和8年4月1日時点で70歳以下の方(高校生不可)
- ②高齢者や障がい者に対しての福祉活動に熱意と理解のある方
- ③自動車運転免許保有の方  
※自家用車もしくは公用車を使用して利用者宅を訪問します。
- ④月1～2回程度活動できる方

## 活動について

本講座を修了された方で今後の活動を希望される方は当会で選考を行います。選考で合格した方は当会の臨時職員として令和8年4月1日付で採用し、活動に従事していただきます。

## 待遇

活動費：1時間1,100円

※交通費、訪問時のガソリン代込み

## 市民後見人について…

行橋市社会福祉協議会では、成年後見制度に基づく「法人後見事業」も行っております。市民後見人の活動に興味・関心がある方も、まずは日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍してみませんか？

ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください